



夕張市 子育てガイドブック 2024



生活福祉課子ども・子育て支援係



57-7582

目次 夕張市の子育てについて

●夕張市子育て世代包括支援センター	4
1. 妊娠・出産	
●夕張市出産・子育て応援事業	4
●妊娠したら ●母子健康手帳 ●マタニティマーク	5
●妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付	6
●妊産婦安心出産支援事業	6
●産後ケア事業	7
●赤ちゃんが生まれたら ●保健師による訪問	8
●にじいろサークル（育児教室）	9
●産婦人科・小児科オンライン相談	10
●手当・助成について	11
●結婚新生活支援事業	14
2. 乳幼児の健診	
●乳児健診	15
●幼児健診（1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児） ●フッ化物洗口	16
●子どもの予防接種	17
●定期予防接種スケジュール	18
3. 教育・保育施設	
●保育園・こども園	20
●認可教育・保育施設利用者負担額	21
●多子軽減制度 ●ひとり親世帯等の軽減制度	22
●認可教育・保育施設における一時預かり	23

●企業主導型保育所 こじか保育園	25
------------------------	----

4. 小学校

●夕張市立ゆうばり小学校	26
●放課後学童クラブ	28
●くれよん会.....	30
●市内の教育施設	31

5. 子育て支援情報

●ひとり親に関する手当等	32
●障がいのある子どもたちに	36
●住宅について	39
●どさんこ・子育て特典制度	40
●児童虐待について ●夕張市子ども家庭総合支援拠点	41
●ほっかいどう「親子のための相談LINE」	42

6. 地域の子育て環境

●団体・グループ・遊び場・習い事の紹介	43
---------------------------	----

7. 子どもの相談窓口一覧

●市役所（電話番号一覧） ●教育・保育機関等	48
●医療機関 ●交通機関	49
●警察署 ●市外の相談窓口	50

8. 緊急時の対応

●日曜日の医療 ●急病時の相談 ●北海道小児救急電話相談	51
------------------------------------	----

各ページの問い合わせ先に記載の「～係」は市役所の担当係になります。

《夕張市子育て世代包括支援センター》

令和3年4月から市役所本庁舎2階保健福祉課内に、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。妊娠、出産、育児の気になることや心配なことなどを保健師がご相談に応じ、安心して子育てができるように関係機関と連携しながら支援します。

産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のことなど、気になることがあればお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 夕張市子育て世代包括支援センター（保健係） **52-3106**

1. 妊娠・出産



《夕張市出産・子育て応援事業》

夕張市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から出産・子育てまで継続的に相談支援をする伴走型支援と、出産・子育てを応援する給付金（夕張はぐくみ応援ギフト）の支給を一体的に実施します。

夕張はぐくみ応援ギフト（国の出産・子育て応援交付金）

● 出産応援給付金

- * 令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦を対象に、妊婦一人あたり5万円相当分を給付します。
- * 申請時に夕張市に住所があり、他の自治体で国の出産・子育て応援交付金による給付金（クーポン等を含む）の支給を受けていないことが要件です。
- * 給付金の申請には、妊娠届出時に保健師等との面談が必要です。

● 子育て応援給付金

- * 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方を対象に、児童一人あたり5万円相当分を給付します。
- * 申請時に夕張市に住所があり、他の自治体で国の出産・子育て応援交付金による給付金（クーポン等を含む）の支給を受けていないことが要件です。
- * 給付金の申請には、産婦・新生児訪問等での保健師等との面談が必要です。

お問い合わせ 保健係 **52-3106**

《妊娠したら》

- * 医療機関で妊娠と診断されたらできるだけ早めに「妊娠届」を提出してください。
- * 「妊娠届」を提出された方に妊娠経過や子どもの成長などを記録する「母子健康手帳」を交付します。
- * 「妊娠届」は本人以外の代理人が届け出ることもできます。

《母子健康手帳》

- * 「母子健康手帳」は、妊娠の経過や出産の状況・子どもの成長を記録する大切なものです。
- * 妊婦自身の記入欄や保護者の記録欄などは、できるだけ記入しておきましょう。



手続きに必要なもの

* 妊婦本人が届出の場合

- マイナンバー及び本人確認できるもの

* 代理人が届出の場合

- 妊婦のマイナンバーがわかるもの ● 委任状 ● 代理人の本人確認できるもの

《マタニティマーク》

- * このマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。
- * 交通機関や飲食店等がポスターなどとして掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。

お問い合わせ 保健係 **52-3106**



《妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付》

- * 妊娠中、医療機関で受ける妊婦健康診査 14 回分・超音波検査 6 回分と、産後の産婦健康診査 1 回分の費用を助成する「健康診査受診票」をお渡しします。
- * 妊娠期間中に、出産後の赤ちゃんの聴覚検査費用を助成する「新生児聴覚検査受診票」をお渡しします。

（問い合わせ） 保健係 52-3106

《妊産婦安心出産支援事業》

- * 夕張市にお住まいの妊産婦さんが妊婦健診や出産、産後健診のために市外の産科医療機関等へ受診する際の交通費の一部を助成します。
- * 「妊娠届」を提出の際に申請することができ、出産後に「母子健康手帳」の出産日がわかるページのコピーが必要です。
- * 助成額は 1 回の通院につき 1,600 円です。

手続きに必要なもの

- 印鑑
- 本人名義の通帳

（問い合わせ） 保健係 52-3106



《産後ケア事業》

産後に育児などの支援が必要な方に、市が委託する助産師が助産院やご自宅で、お母さん・赤ちゃんの健康相談や授乳・抱き方などの育児相談、乳房の手当てなどを行っています。

事前に申請などの手続きが必要ですので、利用をご希望の方はご相談ください。

<対象者>

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに該当する方

- 育児や授乳などに不安がある方
- 産後の心身の不調を感じている方、体調管理の不安がある方
(感染症にかかっている方や医療行為が必要な方は利用できません)

<種類・自己負担額>

種類	時間	自己負担額	利用回数	実施場所
訪問型	9時～17時の間の3時間	1,000円	訪問型と通所型をあわせて5回まで	利用者の自宅
通所型	10時～16時	1,500円		市が委託する助産所(市外)
宿泊型	10時～翌10時	4,000円	1泊を1回とし2回まで	市が委託する助産所(市外)

* 生活保護受給者の自己負担額は免除されます。

お問い合わせ 保健係 **52-3106**

《赤ちゃんが生まれたら》



- * 赤ちゃんが生まれた日から14日以内に「出生届」を提出してください。
- * 届出は本籍地、住所地、出生地のいずれも可能です。
- * 「出生届」は赤ちゃんの父、母、出産に立ち会った医師や助産師等が届け出ることができます。

手続きに必要なもの

- 母子健康手帳
- 出生証明書（「出生届」内の医師等記載欄）

📞 問い合わせ 市民係 **52-3104**

《保健師による訪問》

- * 保健師が生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの相談に応じます。
- * 支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげ、この訪問により乳児家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることで乳児家庭の孤立を防ぐことを目指します。

📞 問い合わせ 保健係 **52-3106**

保健係では、妊娠中の健康管理をはじめ、
発育・発達、育児に関する相談を受け付けていますので、
お気軽にご相談ください。



《にじいろサークル（育児教室）》

*子育て中のお母さんや妊婦さんを対象に、子どものための遊び体験や育児講話などを行います。

子育て相談も行っております。（事前申込制）

対象 妊産婦、就学前の乳幼児とその保護者等

実施時期 5月～3月（月1～2回）

※詳しい日時は『広報ゆうばり』や市ホームページなどでお知らせします。

場所 ゆうばり丘の上こども園 子育て支援室（清水沢3丁目122番地1）

内容 ごっこ遊び、水遊び、雪遊び、季節行事、親子ヨガ、
育児講話、子どものための救急蘇生法、参加者交流 など
（体操・リズム遊び・絵本の読み聞かせは毎回実施します）

スタッフ 保育教諭、保健師、栄養士 など

必要なもの ●汚れた時の着替え ●オムツ（必要者） ●水分補給ができるもの

お問い合わせ/申し込み ゆうばり丘の上こども園 **59-7831**
保健係 **52-3106**



《産婦人科・小児科オンライン相談》

- * 夕張市では妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるため、「産婦人科・小児科オンライン相談」を実施しています。
- * オンライン相談はLINE や電話を利用して、産婦人科医・小児科医・助産師に直接相談することができるものです。子どもの発達や子育ての悩み、女性特有の健康課題などを専門家に相談することができます。

<対象者>

夕張市にお住まいの妊産婦さん、子育て中の方

<費用>

無料（通信料・通話料は利用者負担となります）

<利用方法>

「産婦人科オンライン」または「小児科オンライン」のウェブサイトから会員登録をして、合言葉を入力してください。合言葉は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 保健係 **52-3106**

《手当・助成について》

児童手当

* 子どもの生活の安定と健全育成を目的に、中学校修了までの子どもを養育している方に支給されます。子どもの年齢や手当を受給される方の所得に応じて手当額が決まります。

支給月額（児童1人あたり）

対象となる児童		児童手当 所得制限限度額未満の場合	特例給付 所得制限限度額以上の場合
3歳未満		15000円	5000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10000円	
	第3子以降	15000円	
中学生		10000円	

1. 現況届の提出は原則不要です。

毎年6月に提出いただいていた現況届は、令和4年度より一部の方を除いて児童の養育状況が変わっていなければ、提出は原則不要です。

ただし、次の1~5に該当する方は、提出が必要ですので、書類が届いていない方はお問い合わせください。

現況届が必要な方

離婚協議中で配偶者と別居、と申請した方（離婚協議中か離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめたかを夕張市で把握できていない方）

配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方

支給要件児童の住民票がない方

法人である未成年後見人、施設・里親の受給者

その他状況を確認する必要がある方

2. 所得が基準額以上の世帯は特例給付が受けられなくなります。

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分(令和4年6月~9月分)から、児童を養育している方の所得が以下表の「(B)所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されません。

3. 変更があったときは届け出が必要です

次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- ◆ 児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- ◆ 市外に居住する配偶者や児童の住所・氏名が変わったとき
- ◆ 離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ◆ 婚姻や事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者などを有するに至ったとき
- ◆ 受給者の加入する年金が変わったとき
- ◆ 受給者や配偶者が公務員になったとき
- ◆ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

4. 出生や転入などで新たに受給資格が生じた場合

児童手当を受給するには、事由の発生した日の同月内または15日以内に申請が必要です（公務員の方は所属庁で申請してください）。

申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできませんのでご注意ください。

お問い合わせ 子ども・子育て支援係 **57-7582**

乳幼児等医療費助成制度

- * 中学生以下の子どもを対象に、医療費を助成します。
- * 保険適用分が助成対象となるため、保険適用外や入院時の食事代は助成対象とはなりません。
- * 他の公費負担制度で対象となる場合はそちらが優先となります。
- * 受給者証の有効期限は毎年7月31日で、審査を経て自動更新となります。

(小学1年生・中学1年生になる児童については4月1日の更新があります)

- * 生計中心者に所得制限があります。



助成内容 0歳から15歳(15歳に到達して最初の3月31日まで)

入院・通院・歯科・調剤等の自己負担額なし

注意 病院等で自己負担額をお支払いの場合、通帳と領収書を持参のうえ給付申請が必要です。

手続きに必要なもの

- 健康保険証 ●所得証明書(転入者のみ) ●申請者の本人確認できるもの ●印鑑

問い合わせ 健康保険係 **52-3105**

市指定ごみ袋の無料配布

- * 2歳未満の子どもがいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、市指定ごみ袋を無料で配布します。

支給内容 市指定ごみ袋枚数は申請された月と出生された月数で決定します。50枚を上限に10枚単位で支給します。容量は10リットルです。(子ども1人につき1回)

手続きに必要なもの

- 出生が確認できるもの(母子健康手帳など)

問い合わせ 環境生活係 **52-3108**



北海道の不妊・不育に関する相談

北海道では赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、治療費の助成や不妊症・不育症に関するご相談などをお受けしています。不妊の治療への不安、治療を行う医療機関や費用助成に関することなど、お気軽にご相談ください。

また、「不妊専門相談センター」では、医師が専門的な相談に応じています。(事前に予約が必要です)

●北海道岩見沢保健所 **0126-20-0122**

月～金曜日 8:45～17:30 (祝日を除く)

●不妊専門相談センター (おびひろARTクリニック) **0155-67-1162**

メール相談: office-oac@keiai.or.jp

相談は月曜日から土曜日にメールにて受け付け、随時、回答します。

《結婚新生活支援事業》

主な条件 ・令和6年(2024)年3月1日から令和7(2025)年2月28日までの間に婚姻届を提出された方。

・婚姻日時点における夫婦の年齢がともに39歳以下の方。

・夫婦の合算した所得が500万未満の世帯。

支給内容 ・令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの間に支払った「住宅購入費用」「住宅賃貸費用」「引越費用」「住宅のリフォーム費用」が対象になります。

・夫婦ともに29歳以下の世帯は最大60万円、それ以外の世帯は最大30万円の助成となります。

【問い合わせ】 子ども・子育て支援係 **57-7582**



2. 乳幼児の健診

子どもの健やかな発育発達を促すために行う無料の健康診査です。

子育てに対する不安や心配の解消の場、育児の情報を得る場として健診を受けましょう。

母子保健法に基づく健康診査として
子どもの発育や栄養状態、
先天的な病気を含めた健康状態を
見逃さないために実施されます。
忘れずに受診しましょう！



《乳児健診》

対 象 3～15 か月の子ども

時 期 4月・6月・8月・10月・12月・2月 ※対象世帯には郵送でご案内します。

場 所 夕張市拠点複合施設「りすた」(南清水沢4丁目48番地12)

内 容

身体計測、問診、医師の診察、保健師による発育発達・育児へのアドバイス、栄養士による離乳食などのアドバイス、絵本の読み聞かせ など

必要なもの

●母子健康手帳 ●問診票 (案内時に同封)

お問い合わせ 保健係 **52-3106**

《1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診》

対 象 1歳6か月児・2歳児・3歳児

時 期 4月・6月・8月・10月・12月・2月 ※対象世帯には郵送でご案内します。

場 所 夕張市拠点複合施設「りすた」(南清水沢4丁目48番地12)

内 容

身体計測, 問診, 医師(小児科医・歯科医)の診察, 歯科衛生士による虫歯予防のアドバイス, フッ素塗布, 保健師による発育発達・育児へのアドバイス, 栄養士による食生活へのアドバイス, 育児・ことばや行動面のアドバイス, 絵本の紹介

必要なもの

- 母子健康手帳 ●健康診査問診票(案内時に同封)
- 普段使用している歯ブラシ

お問い合わせ 保健係 **52-3106**

《フッ化物洗口》

- * 保育園、認定こども園、小学校に通っている子どもを対象に、ブクブクうがいによるフッ化物洗口を実施しています。
- * フッ化物には、歯質を丈夫にし、むし菌になりにくくする作用があります。
- * 年度初めに対象年齢に達した子どもの保護者から希望者を募ります。各施設在籍中は自動更新されます。

内 容 (幼 児) 週2回、各1分間
(小学生) 週1回、1分間

お問い合わせ 幼 児 保健係 **52-3106**
小学生 学校教育係 **57-7581**



《子どもの予防接種》



- * 子どもは年齢が低いほど免疫が未熟なため、感染症にかかりやすく重症化しやすい傾向にあります。感染症にかかる前に免疫をつけ、発病を予防したり軽症化することを目的に定期予防接種（無料）を行っています。

利用手続き

市内 各医療機関で曜日を設定し接種を行っており、対象となる家庭には郵送でご案内します。

接種を希望される医療機関に予約のうえ、接種を受けてください。

市外 里帰り等で長期間市外に滞在される方は事前に申請を行うことで市外医療機関にて予防接種を受けることができます。一部負担金が発生することがあります。

予防接種前後の注意事項

接種前

- 予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。分からないことは接種を受ける前に質問しましょう。質問をメモしておくとうえやすくなります。
- 予防接種を受ける前日は、入浴させ、身体を清潔にしましょう。
- 当日は子どもの状態を観察し、普段と変わったところがないことを確認しましょう。
- 予診票は子どもを診て接種する医師への大切な情報です。正確に記入しましょう。
- 接種を受ける子どもの日頃の状態をよく知っている保護者の方が連れて行きましょう。

接種後

- 予防接種を受けた後 30 分以内にアナフィラキシーショック症状など急な副反応が起こることが稀にありますので、子どもの様子を観察し、医師とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。
- 接種後、4 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 発熱などがなければ入浴は差支えありませんが、注射したところはこすらないようにしましょう。
- 接種当日は激しい運動を避けましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

《問い合わせ》 保健係 **52-3106**

《定期予防接種スケジュール》

* 接種が義務づけられている「定期予防接種」・「標準的な接種期間」のみ掲載しています。

* 接種場所は全て市内の予防接種委託医療機関です。

種類		対象者(標準的な接種期間)	接種回数
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日後～生後24週0日後まで	2回
		1回目は生後2か月～生後14週6日後までに接種し、2回目は生後24週0日後まで	
	ロタテック (5価)	生後6週0日後～生後32週0日後まで	3回
		1回目は生後2か月～生後14週6日後までに接種し、2回目・3回目は生後32週0日後まで	
ヒブ		生後2か月～60か月に至るまで	
	初回	生後2か月～12か月に至るまでに、27日～56日までの間隔をおく(標準的な初回接種開始は生後2か月～7か月に至るまで)	3回
	追加	初回終了後7か月～13か月まで	1回
小児肺炎球菌		生後2か月～60か月に至るまで	
	初回	生後2か月～12か月に至るまでに、27日以上の間隔をおく(標準的な初回接種開始は生後2か月～7か月に至るまで)	3回
	追加	初回終了後60日以上かつ生後12か月以降	1回
4種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)		生後2か月～90か月に至るまで	
	1期初回	生後2か月～12か月に至るまでに、20日～56日までの間隔をおく	3回
	1期追加	初回終了後6か月以上(標準的には初回終了後12か月～18か月)	1回
5種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、インフルエンザ菌b)		生後2か月～90か月に至るまで ※原則、4種混合ワクチンとヒブワクチンを一度も接種していない方	
	1期初回	生後2か月～7か月に至るまでに、20日～56日までの間隔をおく	3回
	1期追加	初回終了後6か月以上(標準的には初回終了後6か月～18か月)	1回

種類		対象者(標準的な接種期間)	接種回数
2種混合(ジフテリア、破傷風)	4種混合の2期	11歳以上13歳未満(標準的には小学6年生)	1回
B型肝炎		1歳に至るまで	
	初回	生後2か月～9か月に至るまでに、27日以上の間隔をおく	2回
	追加	1回目接種後139日以上	1回
BCG		1歳に至るまで(標準的には生後5か月～8か月に至るまで)	1回
麻しん風しん	1期	生後12か月～24か月に至るまで	1回
	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	1回
水痘(水ぼうそう)		生後12か月～36か月に至るまでに3か月以上の間隔をおく(標準的には1回目は生後12か月～15か月に至るまで。2回目は1回接種後6か月～12か月)	2回
日本脳炎	1期初回	生後6か月～90か月に至るまで(標準的には3歳)に、6日以上の間隔をおく	2回
	1期追加	生後6か月～90か月に至るまで(標準的には4歳)に、1期初回終了後6か月以上の間隔をおく	1回
	2期	9歳以上13歳未満(標準的には9歳)	1回
子宮頸がん		<p>【定期接種】 小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子 ※標準的な接種期間は中学1年生</p> <p>【キャッチアップ接種】 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性は、令和7年3月まで無料で接種できます</p>	<p>【サーバリックス(2価)】 3回</p> <p>【ガーダシル(4価)】 3回</p> <p>【シルガード(9価)】 2回もしくは3回 ※接種開始年齢で異なります</p>

お問い合わせ 保健係 52-3106

3. 保育園・こども園

《認可保育所》



沼ノ沢保育園

所在地 沼ノ沢 827 番地 4

定員 20 名

☎電話 57-3164

入園までの流れ

- ① **入園申込み** 申請費必要な書類を揃え各園又は市に入園申込みをします
- ② **審査・認定** 市が申請書類をもとに、保育の必要性を確認し、認定を行います。
- ③ **入所** 保育園と入園契約を行い、入所となります。

*新夕張保育園は令和5年3月をもって閉園いたしました。

《認定こども園》

ゆうばり丘の上こども園

所在地 清水沢 3 丁目 122 番地 1

定員 70 名

☎電話 59-7831



《認可教育・保育施設利用者負担額》

3歳以上は令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により保育料は無料。

3歳未満の児童の保育料は、各ご家庭の所得の状況や子どもの年齢によって決まり、4月分から8月分までの保育料は前年度、9月分から3月分までの保育料はその年度の市町村民税所得割額を基に決定されます。

階層区分	定義	保育標準時間(月額)	保育短時間(月額)
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	均等割りのみ、課税世帯	16,550円(7,750円)	16,200円(7,600円)
以下、市町村民税所得割額で階層が決まります。			
C2	48,600円未満	19,500円(9,000円)	19,300円(9,000円)
D1	57,700円未満	22,000円(9,000円)	21,600円(9,000円)
	64,700円未満	22,000円(9,000円)	21,600円(9,000円)
D2	77,101円未満	25,000円(9,000円)	24,500円(9,000円)
	80,800円未満	25,000円	24,500円
D3	97,000円未満	30,000円	29,600円
E1	133,000円未満	34,000円	33,400円
E2	169,000円未満	44,500円	43,900円
F1	213,000円未満	52,000円	51,100円
F2	257,000円未満	57,500円	56,500円
F3	301,000円未満	61,000円	60,100円
G1	333,000円未満	67,000円	65,800円
G2	365,000円未満	73,000円	71,700円
G3	397,000円未満	80,000円	78,800円
H1	397,000円以上	85,000円	83,500円

※ () 内はひとり親世帯等の金額

《多子軽減制度》

同時入園の場合

保護者と同一世帯に小学校就学前の子どもが2人以上おり、保育園や幼稚園等を利用している場合、第2子目以降を無料としております。

C1階層からE2階層上段に該当する場合

保護者と生計を同じくする子ども（18歳以下）が2人以上いる場合、年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料が無料となります。



《ひとり親世帯等の軽減制度》

C1階層からD2階層上段に該当する場合

第1子目の保育料が左ページ（ ）内の額となります。

「ひとり親世帯等」とは、次のような場合に該当となります。

- 児童扶養手当を受給している（保育園に入園している子どもの保護者）
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯
- 特別児童扶養手当を受給している（保育園に入園している子どもの保護者）等

《副食費の無償化》

所得に係わらず3歳児～5歳児の副食費を月額4,800円を上限に無償化しています。

（問い合わせ） 子ども・子育て支援係 **57-7582**

《認可教育・保育施設における一時預かり》

家庭で一時的に保育できない子どもを保育園で預かる事業です。

利用する際の理由により3つに区分され、1か月につき最大で10日を限度として利用できます。

実施園 ゆうばり丘の上こども園、沼ノ沢保育園のうち、定員に余裕がある園。

対象 次のすべてに該当する方

- * 夕張市に住民票があること（ただし、夕張市に住民票がない方でも、夕張市で里帰り出産される場合はご利用いただけます。）
- * 利用する子どもが満1歳から小学校就学前であること
- * 利用する子どもが保育園、またはこども園に在園していないこと

利用期間 月曜日～土曜日（午前8時～午後4時）

持ち物

- 着替え一式 ● バスタオル ● おしぼり ● おむつ ● おしりふき ● スーパーの袋（汚物入れ）

利用までの流れ

- ① **登録** 登録申請書・児童調査票に必要事項を記入し、園に提出 その際に面接を行います。
- ② **予約** 利用日の予約を電話で行います（1か月前から可能です）。
- ③ **申請** 事前に利用申請書に必要事項を記入し、園に提出してください。
- ④ **利用** 利用当日は持ち物を確認のうえ、登園してください。
- ⑤ **支払** お迎えの際に利用料をお支払いください。

区分 ● **非定型保育** 1か月10日まで 保護者の就労形態などにより一時的に保育が困難な場合

● **緊急的保育** 1か月7日まで 保護者の傷病や災害、事故、出産、介護、看護、冠婚葬祭などにより一時的に保育が困難な場合

● **私的理由による保育** 1か月3日まで 保護者のリフレッシュなどにより一時的に保育が困難な場合

（合計で1か月10日までのご利用です。）

次ページ具体例



区分の具体例・・・

- 月に5日だけ勤務している→「非定形型保育」
- 家族の介護で保育できない→「緊急的保育」
- 出かけている間に保育をお願いしたい→「私的理由」

利用料

3歳未満

階層区分	一時預かり利用料(1日)	
	4時間以内	4時間超
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,000円	2,000円
その他の世帯	1,500円	3,000円
給食代(希望者のみ)	300円	

3歳以上

階層区分	一時預かり利用料(1日)	
	4時間以内	4時間超
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	700円	1,400円
その他の世帯	1,000円	2,000円
給食代(希望者のみ)	300円	

その他

- 子どもの持ち物すべてに名前を付けてください。
- アレルギーなど特別な食事が必要な方はお弁当を持参してください。
- 利用日当日は検温をしてきてください。



お問い合わせ 子ども・子育て支援係 **57-7582**

「自然の中での遊びは子どもたちの最高の学びである」
毎日の外遊びを通して、子どもたちの生きる力をはぐみます!

《企業主導型保育施設 こじか保育園》



設置者 医療法人社団 豊生会 **所在地** 鹿の谷2丁目13番地

開園日・時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分

対象 0歳（定額後）～就学前子ども 定員10名

行事（保護者参加） 夏祭り、運動会、保育参観、卒園式

利用料金 3～5歳児 無料
0～2歳児 豊生会または豊生会提携企業職員世帯 月額5,500円
一般世帯 月額22,000円 *二人目以降は半額

*一時預かり 半日（午前7時30分～12時）1,100円 ・ 一日（昼食込）2,200円

*お子さんと一緒に遊びにこられる場所として、園舎・園庭を解放しています

月～金曜日 午前9時～11時 午後3時～5時30分 申し込み不要

H P <https://www.houseikai.or.jp/yubari/kojika.html> Facebook で保育の様子が見られます

（問い合わせ） 57-7660

4. 小学校

《夕張市立ゆうばり小学校》



所在地 清水沢清陵町 14 番地

電話 59-7328

入学手続き

就学时健康診断

10月以降、新年度に小学校へ入学する子どもの保護者に、就学时健康診断の案内を送ります。
指定の医療機関で健康診断を受けてください。

入学通知書

新年度に入学する子どもの保護者に、入学説明会(1日入学)の際に「入学通知書」をお渡しします。

就学援助

市内の小・中学校に通う子どもの保護者で経済的にお困りの方を対象に、学用品費や給食費などの費用を援助しています。

その他の手続き

転入手続き

転入届出の際に、前の学校で交付された「在学証明書」及び「教科書給与証明書」を提示してください。その場で「就学通知書」が発行されますので、上記の書類とあわせて学校に提出してください。転入して新入学となる場合は学校教育係までご連絡ください。

転校手続き

通学していた学校で「在学証明書」及び「教科書給与証明書」の交付を受け、転出届出後、新しい住所地で手続きをしてください。

お問い合わせ 学校教育係 57-7581

特別支援教育

- * 学校教育係では、心や体・ことばの発達が気になる子どもの相談を受け付けています。
- * 小学校入学時の就学先など、早期の相談をお勧めします。

お問い合わせ 学校教育係 57-7581

通級指導（夕張市ことばの教室）

* 通級指導とは、子どものことばに関する課題他様々な問題に応じて、指導や訓練を行う教室です。

- * 就学前・就学後の継続した通級指導が効果的です。まずはご相談ください。

お問い合わせ 学校教育係 57-7581



《学童クラブ》

市内には2か所の市立学童クラブがあり、保護者が仕事や病気などのために昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休校日に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して健全な育成を図ります。

若菜すくすく学童クラブ

所在地 若菜3番地（夕張市老人福祉会館となり）

定員 25名 **電話** 56-5315



清水沢なかよし学童クラブ

所在地 清水沢清陵町14番地（ゆうばり小学校内）

定員 25名 **電話** 59-3180



対象 日中留守となる家庭の小学校1年生から6年生までの児童で、次のいずれかの要件に該当する児童

- ひとり親家庭
- 保護者等が長期病気
- 保護者等が共働き 等

利用期間 平日（午後1時～午後6時）

土曜日、長期休み、学校休校日（午前8時～午後6時）

利用までの流れ

- ① **入所申込み** 申請に必要な書類をそろえ、市に入所申請をします。
- ② **審査・決定** 市が申請書類を審査し、入所可否を決定します。
- ③ **通知** 市が申請者に入所可否を書面にて通知します。
- ④ **入所** 通知書に記載されている期間において入所ができます。

学童保育保育料

区分	月額
生活保護世帯・ひとり親世帯	1.200 円
所得税非課税世帯	4.700 円
所得税課税世帯	8.200 円

- * 保育料のほか、父母会費として月額 2,000 円がかかります。
- * 年度ごとにスポーツ傷害保険加入料 800 円がかかります。
- * 保育料は、各ご家庭の状況と前年分の所得税の課税有無により決定されます。
- * 同じ世帯で 2 人以上学童クラブを利用している場合、年齢の高い児童から数えて第 2 子目以降の保育料は半額となります。

（問い合わせ） 子ども・子育て支援係 **57-7582**



《くれよん会》

くれよん会は、ゆうばり文化スポーツセンターを拠点に行う、子どもの居場所づくり事業です。子どもたちへ、遊び・コミュニティの場・学習補助の提供をしております。その他、地域のイベントなどにも参加することもあります。子どもたちは、みんな思い思いさまざまな遊びを楽しんでいます。



所在地 若菜2番地 (ゆうばり文化スポーツセンター)

利用期間 毎週金曜日 15:30~18:30
毎週土曜日 10:30~17:00 *昼食をご持参ください。

利用料 月謝会員
夏季 2,500円/月 冬季 3,000円/月
<兄弟割引>1世帯兄弟2人目以降は割引になります。
夏季 2,000円/月 冬季 2,500円/月

回数会員
夏季 500円/回 冬季 550円/回

*年度初回には別途スポーツ安全保険(800円)に加入していただきます。

問い合わせ 文化スポーツセンター内事務所 安榮翔太(やすえしょうた) **56-6046**
メールアドレス **27.11.27day@gmail.com**

《市内の教育施設》

市内には中学校・高等学校・高等養護学校がそれぞれ1校あります。



夕張市立夕張中学校

所在地 南清水沢3丁目63番地

電話 59-7340



北海道夕張高等学校（普通科）

所在地 南清水沢3丁目49番地

電話 59-7808



北海道夕張高等養護学校

所在地 千代田7番地1

電話 56-5530



5. 子育て支援情報

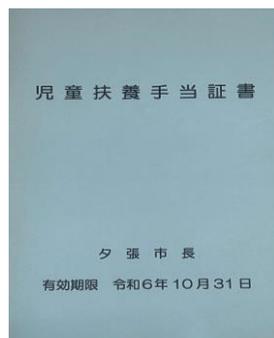
《ひとり親に関する手当等》

児童扶養手当

- * 父母の離婚などにより、母または父と生計を同じくしていない子ども（18歳に到達して最初の3月31日まで）を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給されます。
- * 手当を受給される方の所得や公的年金の受給状況に応じて一部または全部が支給停止となる場合があります。（一部支給の場合は、所得に応じて10円刻みにより決定されます。）
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和6年度）

第1子	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490～10,740円
第2子	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740～5,380円
第3子以降	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440～3,230円



手続きに必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本 ● 請求者名義の通帳 ● 印鑑
 - 請求者の年金手帳 ・ 請求者及び対象児童並びに扶養義務者のマイナンバーがわかるもの等
- ※該当する要件等によって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はお相談ください。

📞 問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

母子父子寡婦福祉資金

- * 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。
- * 母子・父子自立支援員が状況をお伺いし、使用目的に沿った貸付資金をご紹介します。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

通勤定期乗車券の割引購入制度

- * 児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が3割引きで購入できます。
- * 学割等、他の割引との併用はできません。
- * 市で交付する「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」を持参のうえ、JR定期券販売窓口にて定期券を購入してください。

手続きに必要なもの

- 児童扶養手当証書・証明写真（縦4cm×横3cmで6か月以内のもの）

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



母子・父子自立支援員

配偶者のいない女子・男子と、その扶養を受けている20歳未満の子どもで構成されている母子・父子家庭、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭であった寡婦の家庭のための身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行っています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



ひとり親家庭等医療費助成制度

- * 20歳未満の子どもとその子どもを扶養している母または父を対象に、医療費を助成します。
- * 受給者証の有効期限は毎年7月31日で、審査を経て自動更新となります。
- * 保険適用分が助成対象となるため、保険適用外や入院時の食事代は助成対象とはなりません。
- * 他の公費負担制度で対象となる場合はそちらが優先となります。
- * 0歳から15歳までの方で、病院等で自己負担額をお支払いの場合、通帳と領収書を持参のうえ給付申請が必要です。
- * 生計中心者に所得制限があります。



助成内容

- 0歳から15歳（15歳に到達して最初の3月31日まで）
入院・通院等（自己負担なし）
- 16歳から18歳（※特例で20歳まで）
入院・通院等（一部負担金を自己負担）
- 母または父
入院・指定訪問看護（一部負担金を自己負担）

一部負担金

- 市道民税 非課税世帯 初診時一部負担金を自己負担
市道民税 課税世帯 総医療費の1割分を自己負担

手続きに必要なもの

- 健康保険証 ● 戸籍謄本 ● 所得証明書（転入者のみ）
- 申請者の本人確認できるもの ● 印鑑

（問い合わせ）健康保険係 **52-3105**

上下水道料金の軽減

- * 20歳未満の学生若しくは未就学の子または重度心身障害者の子のいるひとり親家庭の上下水道料金の負担を軽減します。
- * 前年分の市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象となります。

お問い合わせ 上下水道庶務係 **52-3152**



《障がいのある子どもたちに》

特別児童扶養手当

- * 20歳未満で精神または身体に障がいを有する子どもを家庭で監護、養育している父母等に対し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給されます。
- * 所得制限があります。
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和6年度）

1級 55,350円 2級 36,860円

（障がいの程度により1級または2級に区分されます。）

手続きに必要なもの

- 戸籍謄本（抄本） ● 診断書 ● 障がい者手帳（交付されている方） ● 印鑑
- 請求者等のマイナンバーがわかるもの 等

※該当する要件等によって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はお相談ください。



お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

障害児福祉手当

- * 20歳未満で精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の子どもに対し、福祉の向上を図ることを目的に支給されます。
- * 所得制限があります。
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和6年度）

15,690円

手続きに必要なもの

- 診断書
- 障がい者手帳（交付されている方）
- 印鑑
- 請求者等のマイナンバーがわかるもの 等

※該当する要件等によって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はお相談ください。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

障がい児通所支援

- * 発達の遅れや障がいのある子どもが、日常生活を通して、人との関わり方や楽しいコミュニケーションができるように個別の支援を行います。
- * 利用にあたっては、申請手続きが必要です。
- * 支援の種類には児童発達支援（就学前）と放課後等デイサービス（就学後）があります。

市内の通所支援事業所

児童発達支援事業所・

放課後等デイサービスセンター **からころ**

所在地 平和1番地44

定員 10名

電話 **53-3377**

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



日中一時支援

- * 障がい児（者）の家族の就労支援や、障がい児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。
- * 身体・知的・精神障がいのある方や、その他特に支援が必要と認められる方が対象となります。
- * 利用にあたっては、申請手続きが必要です。

市内の事業所

一般社団法人らぶらす

所在地 平和1番地44

定員 10名

電話 **53-3377**

問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

自立支援医療（育成医療）

- * 身体の障がいを除去・軽減するための医療に要する費用の一部を支給します。
- * 身体に障がいを有する子ども、または現存する病気をそのまま放置すると将来、障がいを残すと認められる子どもが対象で、確実な治療の効果が期待できる医療が対象となります。
- * 利用にあたっては、指定自立支援医療機関の医師が作成した意見書をお持ちの上、申請手続きが必要です。

問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



《住宅について》

公営住宅の入居要件緩和

- * 18歳までの子どもがいる世帯が公営住宅に入居を希望する際、入居可能な基準を一般世帯よりも緩和し、入所しやすくしています。
- * 公営住宅の募集に関する情報は「広報ゆうばり」や「市 HP」でご案内します。

お問い合わせ 建築住宅係
市営住宅管理センター

52-3119
57-7593

住宅取得等補助金

- * 子育て世帯への応援、転入や定住促進、居住環境の向上を目的に、「新築住宅取得費補助金」「中古住宅取得費補助金」「リフォーム工事費補助金」各制度を実施しています。（予算額に達した時点で申込を締め切ります。）

お問い合わせ 建築住宅係 **52-3119**



《どさんこ・子育て特典制度》

- * 子育てにやさしい環境づくり推進のため、親子で外出する際に、協賛事業者から提供された特典サービス（割引やプレゼントなど）を、協賛店舗で特典カードを提示することにより、受けられる制度です。
- * 「特典カード」は「妊娠届」を提出の際にお渡しします。
- * 道内の協賛店の情報は、北海道子育て支援サイト「ハグクム」をご確認ください。
- * 市内協賛店 夕張市石炭博物館
協賛店等には、「協賛ステッカー」が掲示されています。

お問い合わせ 子ども・子育て支援係 **57-7582**



《児童虐待について》

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、溺れさせる、投げ落とすなど
- 性的虐待** 子どもへの性的行為 性的行為を見せるなど
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

* 虐待（疑いを含む）を発見した場合、下記連絡先への通告にご協力をお願いします。

連絡先 生活福祉係 **52-1059**
岩見沢児童相談所 **0126-22-1119**
児童相談所全国共通ダイヤル **189(匿名可)**



《夕張市子ども家庭総合支援拠点》

令和3年4月に市役所本庁舎2階生活福祉課内に「子ども家庭総合支援拠点」を開設しました。

- * 心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、生活習慣、非行の問題等を抱える子どもや保護者の相談に対し、家庭児童相談員が必要な指導を行います。
- * 児童相談所や保健師等の関係機関と連携をとりながら対応し、必要に応じてその他の専門機関を紹介する場合があります。
- * お受けした相談内容については、固く秘密を守りますので安心してご相談ください。

問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



《ほっかいどう「親子のための相談LINE」》

子どもに関する相談について、より相談しやすい環境を整備するとして、LINEを活用した相談窓口「親子のための相談LINE」が開設されました。

- *保護者のほか、子ども本人からの相談も受け付けています。
- *相談する場合は、QRコードやLINEの検索機能から、厚生労働省の公式アカウント「親子のための相談LINE」を友だち追加し、トーク画面上の「チャットで相談する」ボタンをタップしてください。

相談内容

子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、ヤングケアラー、家族や家庭の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般

受付時間

平日・午前9時～午後5時まで

注意事項

- 匿名で相談できますが、LINEアカウント名やアイコンは表示されますので、ご注意ください。
- 混雑時など、速やかに対応できない場合があります。
- 相談者の同意がない限り、個人情報や相談内容は第三者に公開されることはありません。ただし、身体や生命に危険があるなど、緊急と判断される場合は、児童相談所や警察に連絡をして安全を確保する場合があります。



 **問い合わせ** 生活福祉係 **52-1059**

6. 地域の子育て環境

団体・グループ・遊び場の紹介

《一般社団法人 清水沢プロジェクト》



場所 清水沢コミュニティゲート（清水沢宮前町 39 宮コ 23）

日程 イベント時はホームページなどでお知らせします

料金 施設を占有しない利用 無料

貸しスペース 1時間 550 円

対象 0 歳から小・中・高校生の利用も歓迎

内容

地域内外の人々が出会う交流施設です。貸しスペースとしてサークルやイベントにも使えます。学校から近いので、放課後の勉強場所や、フリーWi-Fi を利用して遊び場所としても利用可能。小・中・高校生待っています！

お問い合わせ 清水沢プロジェクト **57-7463**

メール：info@shimizusawa.com

ホームページ：<https://www.shimizusawa.com/>

Facebook：「清水沢コミュニティゲート」で検索

遊び場

《ゆうばり文化スポーツセンター・プレイルーム》



場所

ゆうばり文化スポーツセンター(若菜2番地)

1階

開所日時

ゆうばり文化スポーツセンターの開館日時と同じ。

基本的には平日午前9時～午後9時、休日午前9時～午後5時30分

対象

幼児（小学生は使えません。）

できること

おもちゃや遊具があるので、色々な遊びができます。

自動販売機があり、多目的トイレもあります。

問い合わせ

ゆうばり文化スポーツセンター事務所 **56-6046**

≪夕張市拠点複合施設「りすた」内

ゆうぱりっ子ひろば・親子ラウンジ≫

就学前児童、小学生の遊び場として親子で利用可能です。おもちゃやボードゲームなどが沢山あり、毎日子どもたちで賑わっています！親子で楽しめる講座や絵本の読み聞かせも行っていますので、気軽に遊びに来てください！



りすた外観



親子ラウンジ



ゆうぱりっ子ひろば



工作講座



絵本の読み聞かせ

場所

夕張市拠点複合施設「りすた」(南清水沢4丁目48番地12)

開所日時

休業日無し 午前9時～午後6時

利用料

無料

問い合わせ

子ども・子育て支援係 57-7582

《りすた図書館》



場所

夕張市拠点複合施設「りすた」内（南清水沢4丁目48番地12）

開所時間

午前9時～午後6時 ※土曜日は午後4時まで

休館日

日曜・祝日・年末年始（12/31～1/5） ※休館日も閲覧は可能です。

問い合わせ

りすた図書館 57-7583

《りすたクラブ》

令和5年度より、放課後の子どもの居場所づくりの一環として、小学生を対象としたりすたの立ち寄り事業がスタートしました。

子どもたちは多目的ホールでのびのびと体を動かしたり、ゆうばりっ子ひろばでボードゲームや読書、勉強をしたりと、自由に過ごすことができます。

※多目的ホールは利用できない場合があります。

場所 拠点複合施設「りすた」内ゆうばりっ子ひろば ほか

期間 令和6年度は、令和6年5月から令和7年3月の原則、火曜日・木曜日
※夏季休業、冬季休業、学年末休業を除く。

時間 午後3時から6時

対象学年 小学2年生から6年生

利用方法 「りすたクラブ」では、事前登録が必要です。詳しくは教育委員会の社会教育係までお問い合わせください。

※スポーツ安全保険への加入が義務付けられていますので、年度ごとにスポーツ安全保険料（800円）がかかります。

問い合わせ **社会教育係 57-7711**

習い事

夕張市内にある習い事につきましては、夕張市のホームページに掲載しています。
詳しくは下記 URL「[夕張市ホームページ 習い事](https://www.city.yubari.lg.jp/soshiki/11/5511.html)」をご覧ください。

検索

夕張市ホームページ>トップページ>分類で探す>子育て・教育>生涯学習・文化・スポーツ
>生涯学習>習い事



<https://www.city.yubari.lg.jp/soshiki/11/5511.html>



7. 子どもの相談窓口一覧

市役所

代表電話	5 2 - 3 1 3 1
市民係	5 2 - 3 1 0 4
健康保険係	5 2 - 3 1 0 5
環境生活係	5 2 - 3 1 0 8
保健係	
（子育て世代包括支援センター）	5 2 - 3 1 0 6
生活福祉係	5 2 - 1 0 5 9
建築住宅係	5 2 - 3 1 1 9



夕張市拠点複合施設「りすた」内

学校教育係	5 7 - 7 5 8 1
社会教育係	5 7 - 7 7 1 1
子ども・子育て支援係	5 7 - 7 5 8 2



教育・保育機関等

沼ノ沢保育園（沼ノ沢827番地4）	5 7 - 3 1 6 4
こじか保育園（鹿の谷2丁目13番地）	5 7 - 7 6 6 0
ゆうばり丘の上こども園（清水沢3丁目122番地1）	5 9 - 7 8 3 1
ゆうばり小学校（清水沢清陵町14番地）	5 9 - 7 3 2 8
夕張中学校（南清水沢3丁目63番地）	5 9 - 7 3 4 0
夕張高等学校（南清水沢3丁目49番地）	5 9 - 7 8 0 8
夕張高等養護学校（千代田7番地1）	5 6 - 5 5 3 0
若菜すくすく学童クラブ（若菜3番地）	5 6 - 5 3 1 5
清水沢なかよし学童クラブ（清水沢清陵町14番地）	5 9 - 3 1 8 0

児童発達支援事業所・放課後等デイサービスセンター からころ

(平和1番地44) 53-3377

ゆうばり文化スポーツセンター (若菜2番地) 56-6046

医療機関

夕張市立診療所 (若菜8番地) 57-7781

内科・循環器内科・整形外科・リハビリテーション科・婦人科・耳鼻
咽喉科・泌尿器科・歯科・訪問診療・訪問歯科診療

(医)友綾会南清水沢診療所 (南清水沢4丁目8番地6) 59-7085

内科・訪問診療

(医)社団 中條医院 (紅葉山526番地40) 58-2350

内科・小児科・リハビリテーション科・外科・消化器科・眼科・肛門
科・皮膚科・泌尿器科・訪問診療

木村歯科診療所 (本町3丁目63番地) 52-2001

歯科・小児歯科・歯科口腔外科・訪問歯科診療

ひうら歯科クリニック (若菜11番地29) 56-5656

歯科・小児歯科・歯科口腔外科・訪問歯科診療

清水沢歯科医院 (清水沢3丁目3番地) 59-7519

歯科・訪問歯科診療

やなづめファミリー歯科 (南清水沢3丁目27番地1) ... 59-3803

歯科・小児歯科・歯科口腔外科



交通機関

夕張鉄道(株) (若菜2番地19) 56-5602

夕張第一交通(株) (若菜2番地) 52-4141

丸北ハイヤー(有) (清水沢3丁目30番地) 59-7500



警察署

栗山警察署夕張警察庁舎（旭町4番地）	52-0110
若菜交番（若菜10番地）	56-5218
清水沢交番（清水沢2丁目52番地）	59-7819
南部駐在所（南部東町76番地）	55-2810
沼の沢駐在所（沼ノ沢42番地）	57-2001
紅葉山駐在所（紅葉山81番地1）	58-2110



市外の相談窓口

岩見沢保健所（岩見沢市8条西5丁目）	0126-20-0100
北海道小児救急電話相談	011-232-1599
岩見沢児童相談所	0126-22-1119
児童相談所全国共通ダイヤル	189
ほっかいどう「親子のための相談LINE」	



8. 緊急時の対応



《日曜日の医療》

- * 日曜日の救急診療は、当番制で行っています。
- * 当番医については、『広報ゆうばり 暮らしのカレンダー』でお知らせしています。

日曜日診療時間 午前9時～午後5時

《急病時の相談》

- * 休日や夜間の急病で「救急車を呼ばないまでも、お医者さんに診察してもらいたいけどどの病院へ行ったらよいか」などの相談は消防署で受け付けています。

問い合わせ 消防署 **53-4122**

《北海道小児救急電話相談》

- * 夜間における子どもの急な病気などの際に、専任の看護師や医師から症状に応じた適切な助言を受けることができます。

受付時間 毎日午後7時～翌8時

電話番号 **011-232-1599** (いーごきゅうきゅう)
または **#8000**

- * 短縮ダイヤル「#8000」は、ご家庭のプッシュ回線や携帯電話からご利用いただけます。
- * 電話相談はご家庭での一般対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断や治療はできません。



*載せられなかった場所や団体があると予想されます。情報共有のため、良ければご連絡ください。(子ども・子育て支援係：57-7582)

*本ガイドブックは、事業等の概要を説明しているものであるため、基本的には各法令等を参照していますが、一部内容が省略されている部分があります。

*記載の内容は法令改正等により予告なく変更される場合があります。



memo

